

公告前建築等承認申請における理由の記載例 (法第37条第1号)

(例1)

開発にかかる工事を先行すると、建築工事の際に排水施設が破損してしまうおそれがあるため

(例2)

雨水対策にかかる工事が、建築物の一部を利用した計画であるため

(例3)

建築物の一部が、消防水利としての機能を備えているため

(例4)

建築物自体ががけ面を保護する擁壁の一部となっているため